

令和7年度 公益財団法人 ASJ 財団

奨学生募集要項

(令和7年4月時点での大学2～4年生・大学院生を対象)

1. 概要

- (1) 公益財団法人 ASJ 財団は、人材の育成、学問の奨励をはかり、もって社会の健全な発展に寄与することを目的とし、日本国内の大学・大学院に在籍し、日本国内での勉学・研究活動に勤しむ大学生及び大学院生に対して奨学金の給付を行います。
- (2) 今回募集する当財団の奨学金は、返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他の奨学金制度との併給は可能とします。

2. 採用人数

令和7年度は16名程度を予定（大学生で11名程度、大学院生で5名程度）

3. 奨学金の給付月額、期間

奨学金の対象	給付月額	期 間
大学2～4年生 大学院生	30,000円	令和7年4月から卒業迄。但し、条件が満たない場合は途中で停止する可能性あり (「10. 奨学生の義務」参照)

- (1) 在学大学・在学大学院の正規の修学期間を終了する日の属する月までの期間内とします。早期に卒業した場合は卒業時点で当然に支給は終了とします。
- (2) 大学奨学生が大学院へ進学しても、大学院奨学生として自動的に奨学金の継続給付は行われないため、再度応募が必要です。

4. 募集条件

日本国籍を有する、日本国内の4年制大学・大学院に在籍し、日本国内での勉学・研究活動に勤しむ大学2年生から4年生までの大学生及び大学院生であること（受給期間中に勉学・研究・調査・ホームステイ等を理由とした2週間以上の国外での活動を予定している方は応募できません）。

5. 選考基準

- (1) 成績評価・・・標準化 GPA 計算書にて評価
- (2) 理由書評価・・・申請理由から切望度を感じられるか、説得力があるか等の評価
- (3) 小論文評価・・・テーマに対して適正に文章が構成されているか、文章全体を通して説得力があるか等の評価

6. 提出書類(当財団の Web サイトより出願や書類のアップロードをすることができます)
- (1) 奨学生願書 (Web サイト内項目に直接入力方式)
 - (2) 本人写真 (以下形式の JPEG ファイル)
 - ・ファイルサイズ：20KB～7MB
 - ・ピクセルサイズ：幅 480～6000 ピクセル、高さ 480～6000 ピクセル
 - (3) 成績証明書または GPA 証明書 (GPA が記載されているものを PDF ファイル又は JPEG ファイルにてアップロードして下さい。成績証明書に GPA 表記がない場合は、成績証明書の余白に GPA 数値を手書きし、その成績証明書を PDF ファイル又は JPEG ファイルにして、アップロードして下さい。)
 - (4) 在籍証明書または在学証明書 (和文で記載されているものを PDF ファイル又は JPEG ファイルにてアップロードして下さい)
 - (5) 小論文 (Web サイト内項目に直接入力方式・1500 字以内・論文テーマは別途当財団の Web サイトにて告知します)
 - (6) 奨学金支給の応募理由書 (Web サイト内項目に直接入力方式・400 字以内)

7. 提出期限

令和 7 年 4 月 22 日 (火) までに当財団の Web サイトにアクセスし「6. 提出書類」の提出をお願いします。

※必ず当財団の Web サイトを通じて応募して下さい。当財団への書類送付は受け付けません。

8. 選考

当財団の選考委員会で決定します (令和 7 年 6 月末迄を目途に選考します)。

なお、応募者多数の場合には、標準 GPA 計算書の成績上位 100 名程度までを選考委員による審査対象とします。

9. 採用決定の通知

奨学生の採用通知は、採用者本人及び在籍大学宛に電子メール又は書面にてご連絡します。

また、奨学生のうち、今後辞退者や退学者等 (以下、辞退者等という。) が発生した場合には、不採用者の中から点数が一番高い応募者の順に繰上げ合格を行い、該当者本人に電子メール又は書面にてご連絡をします。

10. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎年大学・大学院から発行される成績証明書、学生生活状況報告書及び使途報告書を当財団 Web サイト (マイページ) を通じて提出する必要があります。
- (2) 奨学生は、休学・転学・留年・退学・停学 (その他処分)、海外留学又は氏名・住所等の変更のいずれかが発生した場合には、直ちに電子メールまたは電話にて届け

出る必要があります。

- (3) 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。
- (4) 成績不良、素行不良等、当財団の奨学金規程に定める場合には、奨学金の給付を停止又は廃止する場合があります。
- (5) 奨学生の故意若しくは重大な過失による違約・違反があった場合は、奨学金の一部若しくは全部を返還請求する場合があります。

1 1. その他

- (1) 奨学生に決定した方に対しては原則として、4月、7月、10月、翌年1月に3ヶ月分の額の奨学金支給を行います。支給日は15日（土日祝日の場合は翌営業日）です。但し、支給初年度の4月支給分（4月分、5月分、6月分）は7月15日（土日祝日の場合は翌営業日）に7月分（7月分、8月分、9月分）と合算して支給します。
- (2) 奨学金は、本人口座への銀行振込で支給します。
- (3) Web サイトでご提出いただいた応募書類は奨学金不採用もしくは奨学金支給事由が終了した場合に、当財団の責任をもって廃棄します。

1 2. 個人情報に関する取組み

- (1) 提出いただいた個人情報は、当財団の個人情報管理規程に従い適切に管理します。
- (2) 提出いただいた個人情報は、当財団において、奨学金の給付、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用させていただきます。

※当財団のWeb サイトから応募する際に使用するメールアドレスは、必ず、大学で発行されたアドレスを使用してください。

以 上

※ 連絡先 公益財団法人 ASJ 財団 事務局
所在地： 埼玉県川口市栄町三丁目2番16号
電話番号： 048-252-2670
メールアドレス： info@asjf.or.jp